

平成 29 年 第 1 回 長野県社会福祉審議会

日時 平成 30 年 1 月 22 日 (月) 13 : 30 ~ 15 : 30

場所 長野県本館棟 3 階 特別会議室

1 開会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 委員長及び副委員長の選出

○事務局 会議事項(1)の「委員長及び副委員長の選出」についてでございます。委員長及び副委員長につきましては、社会福祉法及び審議会の運営規程の規定によりまして、社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人及び副委員長一人を置くとされております。この選出についていかがいたしましょうか。ご意見ございましたら、お願いいたします。

○綿貫委員 委員長には長野大学で社会福祉全般にわたってご研究されていらっしゃる中島委員に、そして副委員長には高齢福祉を始めとして福祉現場に精通されていらっしゃる小林委員に前任期から引き続いてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 ただいま綿貫委員から中島委員を委員長に、それから小林委員を副委員長にというご意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○事務局 ありがとうございます。それでは委員長に中島委員、それから副委員長に小林委員ということでよろしくお願いいたします。それでは中島委員長は、委員長席にお移りいただき、ご挨拶をいただきますとともに以後の議事進行につきまして、よろしくお願い申し上げます。

中島委員長の挨拶

○中島委員長 会議事項2、説明事項に入ります。説明事項アの「第7期長野県高齢者プラン(案)について」に入ります。それではお願いいたします。

## (2) 説明事項

### ア 第7期長野県高齢者プラン（案）について

#### 資料3の説明

- 中島委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。なお、本日はご覧いただければおわかりになりますように議題が多いため、ご発言については簡潔にお願いいたします。いかがでしょうか。高齢者福祉関係の委員ということで、小林委員、ご発言いただけますか。
- 小林委員 高齢者プラン策定懇話会に出ておりまして、規模が決まってきているところではあるのですが、これからまたいろいろな制度が変わってくる中で、今日の審議の中でも少しありますが、介護医療院が新しく出来てくるところというのはこれから取組があるのかなというように思っています。
- 中島委員長 よろしいですか。そのほかないでしょうか。はい。どうぞ。唐木委員。
- 唐木委員 福祉施設の特養と小規模特養で前期 1000 床、今期 500 床で半減ということですが、在宅という部分もあろうかと思いますが、長寿社会といえますか高齢化社会の中で、その辺の考え方をちょっとお聞かせいただければと思います。というのはこの辺が市町村に特に関わってくる問題でありますので、考え方だけお聞かせいただければと。
- 小山介護支援課長 昨年度、高齢者実態調査を行いましたところ、元気高齢者の方に介護が必要になったときに、どのような場所で介護を受けたいですかというご質問をしました。自宅で過ごしたいという方が 42.7%、施設に入りたいという方が 13.6%という結果でございました。施設に入りたい方もご家族のことを考えると施設に入りたいという理由が非常に多かったことから、やはり皆さんご自宅で最期まで過ごしていきたいという意向が強いということが改めてわかった次第でございます。従いまして、できるだけそうしたご希望に応えられるように、在宅で介護が必要になっても過ごしていけるようにということが、基本的に県の方針でございます。
- 中島委員長 唐木委員、いかがですか。
- 唐木委員 はい。県の方針はわかりました。理想的にはそうだと思います。ただ、この辺が市町村として一番苦勞するところで、最終的には市町村行政の方へかなりきますので、理想は理想、現実はかなり厳しいかなという面はあります。以上です。
- 中島委員長 市町村長としてはそういう認識ということでしょうか。そのほかいかがでしょうか。先ほど聞き漏らしたかもしれないのですが、資料でマル新となっている章は、元からあった章が分化して新しい章として独立したと理解すればよろしいでしょうか。
- 小山介護支援課長 記載内容を充実しているということでございます。第6期は節で、人材、認知症について記載してございましたが、章立てで記載を充実しております。

- 中島委員長 そうすると章自体が増えていっているということですか。
- 小山介護支援課長 そのとおりでございます。
- 中島委員長 わかりました。そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。
- 小野委員 小野でございます。今、委員長の方からお話ありましたが、新しく章立てされている中でいいますと、第6章について説明いただきたいのですが、今こういう福祉関係の事業所に関わらず、県内の介護人材の人手不足が非常に深刻な状況にあるかなというふうに思っているのですが、その中でもなぜそういう状況が生じているのかということについて、十分なマッチングができていないとここに挙げていただいている部分も要因としてあると思うのですが、特に福祉関係の事業においていえば、求人する側と職を求めている側がうまくマッチングしていないというよりも、もっと充分こういう手だては講じていただいているのだと思うのですけれども、いわゆる待遇の問題ですとか、職場環境等が過酷であるというような状況、そういった周辺のいろいろな状況もあいまって、それから事業所がそれぞれいろいろな公的な事業所もあれば民間的な取組をされているところもあります。いろいろ様々なそういう介護の基盤があって支えられているという、この中をもうちょっと深く掘り下げていかないと、なかなか構造的な要因は見えてこないのではないかなと。一般的なマッチングが不十分というところだけでは、なかなか解消には至らないのかなと思いますので、こういう新しい章立てをいただいてもっと検討していかないといけない課題だと思います。その辺のところを計画の中の取組としていただければ有り難いかなと思います。
- 小山介護支援課長 介護人材の確保につきましては、何か一つだけということではなく、複層的に様々な施策を多面的に講じていくことが重要でございます、ご指摘の点も踏まえまして、新年度以降、力を入れてやっていきたいと考えてございます。よろしくをお願いします。
- 中島委員長 今出ました介護人材の育成確保のところ、私も県の福祉人材研修センターに関わっているのですが、なかなかうまくいっていないという側面もあると思いますが、この中で介護の資格取得支援による入職を促進というのは、例えば具体的には、どのようなことになっていくのでしょうか。
- 滝沢地域福祉課長 地域福祉課長の滝沢でございます。資格取得支援による入職の促進につきましては、全く介護の経験がない方が新たに入職される際にその初任者研修の受講費用を助成したりですとか、そういったことによって資格を取得することが、入職の第一歩になるようなそういったところの支援を行っております。これについても今後も引き続き実施をしていきたいというふうに考えております。
- 中島委員長 わかりました。一つの欠かせない施策だと思うのですが、今働いている人が辞めてもらわないというか、辞めさせないというか、続けてもらうようなことも何かあるといいと思います。具体的にでは何がいいのかというと、結局お金の問題とか、環境面もあると思います。職場の問題とか、なかなか手出しのしにくいところではあるかとは思いますが、そのようなところもご検討いただけると有り難いと思います。

- 腰原委員 福祉人材の今の件でございますけども、たまたま昨日の報道で、ハローワークが介護人材に特にこれからは広く力点を置いていきたいというような報道がされましたけれども、具体的に何かどのような対策といいますか手法を取るのか、情報が入っていらっしゃいましたらお聞かせをいただきたいと思います。
- 滝沢地域福祉課長 確かに県でも介護人材の確保対策ということで、国の基金を活用したりしていろいろな事業をやっております。ただ、実際に入職された方の全体数からいくとやはりハローワークを通じて入った方というのが多いかと思っています。すみません、私もちょっと昨日の記事を見たのですが、ちょっと具体的にどういう点をハローワークで充実されるというのは、把握はしていないのですが、県でも労働局と連携して会議を実施するような機会がありますので、またそういったところで情報の把握に努めて、連携して取り組んでいきたいと思っています。
- 海野委員 すみません。海野です。ここで質問していいのかどうかよくわからないのですが、ロボットの活用というものが一切なくて、介護用ロボットもあると思いますし、高齢者ご自身が身に着けるものであったり、ご家庭で老老介護している場合にそのご家庭に貸出しをすとか、人材というどうしても若い人となるのですが、若い人がこれから減っていく中で、高齢者ご自身で身の回りのことをしていかなければいけないと思うのですけれども、この第7期が平成32年までなので、ちょっと短期的ではあるのですが、その基礎研究と申しますか何かそのようなものもできると、隣には唐木委員さんもいらっしゃるの、南信の方で精密機械の得意な分野でもあるかと思えます。産官学でうまくこういったものを長野県全体で取り組んでいければいいのかなと思っています、ここで言うのがいいかわからないのですが、ふと思いついたことと言ってみたのですけど、委員長、お願いします。
- 中島委員長 はい。今のことについて、県の方で答えられますか。
- 滝沢地域福祉課長 次の総合5か年計画の中で、まず施設について施設職員の方の負担軽減といったような観点で、介護施設への介護ロボットの導入ということで取り組みたいと思っております、そこら辺はプランの中に入れる予定です。新たな機器の研究開発とかそういった分野に関しましては、産業労働部の方ともそういった観点で連携していけるかなと考えておりますので、そういったところで取り組んでいければと思っております。
- 海野委員 施設を造るとなるとお金もかかる。各家庭に貸出しの方が安いのではないかなと思ったりもしますので、またご検討いただければと思います。以上です。
- 中島委員長 ICTやロボットスーツのことについては、確か3年ぐらい前に出た新しいサービス提供ビジョンの中にその活用ということも書いてあったかと思えます。先ほど私が申し上げた人材の養成・確保のところ、例えば介護関係でいうと、腰痛など職業病で辞める職員も多いのでロボットスーツを着用する。その前に開発しなければならぬわけですけど、そういったようなことで介護人材を留め置くというようなことも書かれていたかと思えます。それも県の方でうまく受けていただいて、南信の精密機器の事業者などとも連携しながらやれると非常にいいのではないかと、今、海野委

員さんのお話を聞きながら思いました。そのほかいかがでしょう。あとお一人、はい、どうぞ。

- 三浦委員 すみません。新しい施策の中に成年後見の利用の促進というものは入っていますでしょうか。
- 小山介護支援課長 記載ございます。
- 三浦委員 それは章でいうとどの辺りですか。
- 小山介護支援課長 第8章です。
- 三浦委員 財政面の裏付けもあって安心して暮らせるようになるものだと思いますので、それで安心いたしました。以上です。
- 中島委員長 よろしいですか。それでは次の議題にいかせていただきますが。次に説明事項イの「長野県障がい者プラン 2018（仮称）（案）について」に入ります。それではお願いいたします。

#### イ 長野県障がい者プラン 2018（仮称）（案）について

##### 資料4の説明

- 中島委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。はい。永田委員。
- 永田委員 永田でございますが、先ほどの三浦委員も質問されたと思うのですが、高齢者の層も含めて、障がい者の成年後見制度、その分野についてどのような進捗具合とか、民生委員なのですが、すごく要望されていまして、なかなか進んでいないものですから、どの程度力を入れていらっしゃるのか教えてください。
- 守屋障がい者支援課長 実態といいますか、実態ではおっしゃるとおりでなかなか進んでいないという状況は聞いております。障がい者の権利擁護という観点から恐らく、先ほども虐待防止とかいろいろ説明いたしましたけれども、そういった中で、呼び掛けといいますか、そういったものをさせていくというところでございます。今のその辺はどういった効果があるかということとはちょっとなかなか申し上げられないのですが、成年後見制度を併用する中で、権利擁護ということは考えております。
- 永田委員 ありがとうございます。なかなか市としても立ち上がりがちょっと重いようで、民生委員の中でもいろいろ研修を受けたりするのですが、難しいことが多くていろいろな関係機関の方と相談しながらしなければならぬので、明確にご指示いただければ市町村も動くのではないかと期待しております。よろしく申し上げます。
- 中島委員長 そのほかいかがでしょうか。障がい福祉関係の委員ということで綿貫委員。
- 綿貫委員 綿貫です。よろしく申し上げます。どの分野も今、そういう時期なのだと思いますので、非常にめくるめくすごいスピードで制度改正が毎年のごとく出され

てく中で、これでまた長野県の障がい者プランを策定していくというところで、この障がい者施策推進協議会に非常に多くの障がい者団体、当事者団体の皆さん方がご参加されています。その中で本当に当事者の皆さんの切実な声を積極的に発言されていまして、そういったものがこのプランの中にきちんと反映されるものと思っております。なかなか難しい時代にあつて、プラン作成も時間をかけて進めなければいけないと思っておりますが、できる限り障がい当事者の皆さん方の目線に立ったプランになるように、協議会としても進めてまいりたいと思っております。

○中島委員長 その他いかがでしょうか。はい。どうぞ。

○大久保委員 大久保と申します。重点施策の方に医療的ケアが必要な障がい児者の支援に向けた体制整備があるのですが、やはり地域の方では現場に出ると医療的ケアのある親御さんが、ここ何年も同じことを訴えているけれども全く変わっていないという現状が続いています。それに対して県の役割と市町村の役割がいろいろあると思うのですが、今後どうやっていくではなくて、本当に具体的なかたちで提示いただきたいということと、医療的ケアがあってもなかなか重度判定されない中間層の医療的ケアの方たちもいるので、そういう方たちも漏れなくいろんな福祉サービスを使えるようにしていただけたらと思います。それから生涯学習というかたちでよく耳にするのですが、やはり学校を卒業してしまうとなかなかいろんな場所で社会参加しながら、生涯を過ごしていく、就労とか生活介護に捉われずに個々の人生に何かプラスアルファができる場をと思っはいるのですが、なかなかそういう場がなかったり、またそれに対して重度の知的障がいのお子さんであるとか、肢体不自由のお子さんが参加できる場所がない。スポーツに関しては、スポーツをある程度理解できる子は楽しめるけど、そういった子たちも漏れなく拾っていただいて、みんなが本当に人生に花を添えて生きていけるように何か施策を具体的にお願ひしたいと思ひます。

○守屋障がい者支援課長 では、最初の医療的ケア児の対策、対策っていい方もおかしいですが、児童福祉法の改正がございまして、市町村、それからもちろん県もそうですが、やはり連携体制の構築というものに取り組むという形になっています。今までですともちろん医療的ケアは、病院とか医療の関係ではもちろんすぐ対応する、これはもう確立したことなのかと思うのですが、ただその子供が地域に出たときにどういふ対応するかという中で、いろんな社会資源というものが関与してくるということ、この連携というものを取らなきゃいかんということでございまして。県として先ほど説明いたしましたが、具体的に来年度事業で今考えております、スーパーバイザー、これはもう既にかなり確立された連携体制の知識のある方をまず委嘱するということ。それからこれはこれからの養成ですが、コーディネーター、各圏域に1名なり数名というかたちで考えておりますが、コーディネーターの方を置いて、各資源を連結するといひますか、こういったことをやっていくということをや手始めとしてやっていくといひたい。その上で将来的には、例えばショートステイといったような対応というかたちが一番究極ではないかと思うのですが、そういったところなども検討といういふような対応を今後検討してまいりたいというところでございます。あと、就業後の居場所といひますかね、そういったものにつきましても我々の方でも今回の障がい者プランも

そうですけれども、今までの今回基本的視点の中で、1番が権利擁護的なもの、心のバリアフリー、それから2番目は自立生活の支援ということで、どちらかというところちょっと言葉は悪いのですが、地域で生きていくためのということですが、3番目の生きがいのあるうぬぬん、ここにつきましては、やはりその人の人格とかゆとりといったようなところも併せたですね生活、こういったものを目指したものであるということで、先ほど例に挙げられましたスポーツとかですね、それから芸術といったようなところを含めまして、居場所づくりということに力を入れてもらいたいと考えております。

○大久保委員 医療的ケアであるとかそういった方たちを専門にプランニングしてくれる方が今までいっしょになかった。どなたかがしてくださっても、使える施設や事業がないというかたちで、やはり後回し後回しにされてきた。児童デイを使いたくても事業所がないと使えない、こういったかたちはやっぱり現在あるので実際に。またこの辺も具体的にみんなが地域に暮らしていけるように施策の方を重点的にお願いします。

○中島委員長 このほかいかがです。

○唐木委員 今、大久保委員さんからも話が出ました、医療的ケアの問題であります。そこら辺を保護者の皆さんと行政的な懇談会をしますと、必ず医療的ケアの問題が出されます。その度に検討する検討すると言いながら、大変申し訳ないなという気持ちで一杯であります。体制整備という部分で今、県の方からショートステイの施設的なという部分も触れられましたけれども、体制整備の中にやはり施設がないというか、すぐ利用できる施設が身近にないということ、これが一番の悩みでありますので、この辺は広域的に整備できる体制のきっかけを是非作っていただければと思っておりますので、その辺も計画の中に含めていただければ有り難いと思っております。

○守屋障がい者支援課長 その点についてまた検討いたしますが、今の地域支援につきましては医療的ケアについてはですね、例えば新たに作るということもあるのですが、今ある資源もかなり活用できるのではないかと考えておりますので、そこら辺を含めて、また方向性を示していきたいと思っております。

○中島委員長 そのほかいかがです。笛木委員。

○笛木委員 笛木と申します。3章の3の社会参加の促進により、生きがいのある生活の実現で、一般企業等への就労拡大というところがあるのですが、1ページ目の発達障がいの1のところの動向で、丸の三つ目、発達障がいは年間約1300件で、米印で発達障がい者支援センターへの相談件数とあります。私、松本で暮らしているのですが、松本にいますと発達障がい者支援センターの活用があまりないです。障害者支援センターや療育コーディネーターや発達障がいサポートマネージャーの方々はかなり活躍をして、養護学校や小中学校の特別支援学級とか、あとは卒業後の就労継続B型とか、生活介護などにいろんなところに出向いて、発達障がいに関しての相談を受けたり、対応などを皆さんで検討しているというところなんです。ちょっとここはまた話がずれるかもしれませんが、一般企業等への就労拡大で発達障がいの方、どの障がいの方もとても大変な思いをして一般就労の就労先を見つけているところですが、発達

障がいの方は一番自分自身を理解することが難しい。自分ではできるから一般就労できるに違いないって思っているのですが、自己理解が進んでいなくて、もう少しきちんと訓練などが必要になるのですけれども、自己理解が進まないために、例えば就労移行支援事業を利用して、一般就労につなげるというところが難しい発達障がいの方がとても多いと思っています。それですみません、話が上手にできないのですが、自己理解を進めていく中で、例えば心理検査で自分の WISC とかの検査を受けて自己理解を深めていったり、診断をきちんと受けて、その後、説明を受けたりというのもとても必要なのですが、発達障がい者支援センターでここに診療所があって、ドクターが診察をしたり、臨床心理士の方に検査をしてもらったり、職業評価をしていただいたりということができると、また一般就労等がもう少し促進されるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○西垣保健・疾病対策課長 ご意見ありがとうございます。発達障がい者支援センターは、先ほど委員おっしゃられたように、サポマネさんであるとか、就労のコーディネーターの方、また教育の方等がそれぞれ地域で会議をする際に同席をして、地域のコーディネートの役割を果たすことが一つと、一般の方、市町村の方も含めて、相談が来たときにつなぐような役割を果たしております。特に早期発見、早期療育ということが発達障がい者支援の中で非常に重要な役割だと思っておりますが、そういった中で委員のおっしゃった発達障がいの診断というところが一つのポイントだと思っております。県といたしましては、来年度から、まず診断できる医師及びコメディカルの育成につきまして信州大学と協力しながら進めてまいりたい、そういった委託事業を考えておりますので、地域の中で診断ができて相談ができる体制、またそれが教育、就労というふうにつないでいくような体制を少しずつ考えてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○中島委員長 よろしいでしょうか。

○笛木委員 はい、お願いします。

○中島委員長 時間の関係があって、小野委員の手が挙がっていたので、小野委員を最後にしたいのですが。

○小野委員 先ほど委員の方から話のあったことに関連するのですが、医療的ケアが必要な障がい児の皆さんに対するサービスを提供する数が少ないということで、現在ある資源を活用しながらとお話がありました。それで、国でも障害福祉サービスの報酬の改定の議論などが進められているかと思うのですが、同じような問題点の中から共生型のサービスというものが取り入れられる方向で、今審議が進んでいるかと思えます。先ほどの高齢者プランにも関わるのですが、高齢者の介護保険の施設においては、小規模な事業所を中心としてなかなか利用者が十分に伴ってこない、逆にそこに看護師が配置されている事業所がけっこうある。そういったところをリードしていくというのは、県内独自のガイドを適用していくような自治体が好事例になるのかなと思いますが、そういったところの共生型サービスを先取りするようなかたちで、長野県も高齢者と障がい者のサービスの提供、これはいろいろと役割分担があると思うのですが、



限られたマンパワーと施設の活用の中で、そこの部分でのギャップ、一方で定員が埋まらない事業所があって、事業所としての継続にけっこうご苦労されている。一方、医療的ケアが必要だけれど、障がい者向けのそういうのは看護体制が整っていない。そういったところの相互の状況をどうしていくということが重要なと思います。そういった部分について昔、昔っていうほどでもないですが、長野県の宅幼老所というかたちで、二つの対象者をやっていた取組もありましたが、今、国で進められている共生型サービスをより先取りしたようなかたちでの長野県のサービス提供体制の確立及びこの中で、必要なマンパワーの充足をさせながら、医療的ケアも十分に体制を整えると、そういったものが一つ検討していくことができるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○守屋障がい者支援課長 すみません、共生型サービスについてのことだと思うのですが、ここで法律も変わってですね、共生型が今までは基準該当というのは、要するに一方通行だったのですが、今度はいってみれば、制度として確立されますので、要するにそういう意味でいうと、相互融通ができるようになります。障がい者福祉の関係で今の、医療的ケアの関係でいいますともう一つについては看護師の配置要件について、今度の報酬改定の中で緩和されますので、そういった点でもかなり使いやすくなったという部分がございますので、医療的ケア児の対応については、いろんな面でそういった今おっしゃる提案も含めましてかなりやりやすくなったと思います。

○中島委員長 よろしいでしょうか。では次の議題に入ります。次に説明事項ウの「長野県子ども・若者支援総合計画原案について」に入ります。それではお願いいたします。

#### ウ 長野県子ども・若者支援総合計画（原案）について

##### 資料5の説明

○中島委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。児童福祉関係の委員ということで海野委員。

○海野委員 実は午前中もこのような会議がありまして、子供と大人の境目がもう少し無い方がいいとお話しさせていただきました。具体的に言うと、園では年長児は小さい子の世話をしている、もう大人の役割を担っています。世代を大人と子どもに大きく分けるのではなくて、大人の役割を小さい時から担っていくように、子供が子育てを担っていくような子育てをしていけば、その子が将来大きくなったときに、自分の子育てのときにその力が養われているのだろうなと思っております。切れ目のない支援とここに書かれておりますけども、そういう境目のない支援、子育てで悩んだ人が今度は子育てを終えて、子育てで悩んでいる人の相談相手になるというような、いろいろな立場で担っていければいいのかなと思っております。あと、午前中の会議では言えなかったのですが、いま子育てに関していろいろところで専門機関が研究をしているのですけれども、過去 20 万年の歴史を見たときに、人間は子育てを共同養育で

みてきたものが、いつの間にか現代の日本社会においては家庭でやるんだという話になっている。江戸時代でしたら長屋で子どもをみていたような気がしますし、お父さんお母さんだけではなくて、家庭じゃないもう少し広い地域、村、一族、そういったもので子育てをしてきたということです。チンパンジーの研究をされている先生によると、チンパンジーは自分の子育てが終わるまでは他のチンパンジーに自分の赤ちゃんを預けないそうですが、人間は他の人に我が子を預けるからまた出産ができるということでもあるようです。これが人類の発達にかなり影響をしてきた。ただ現代はそういったことがすべて失われていて、家庭、家庭になってしまっている。我々ももう少し見方を変えていかなければいけないのかなと思っております。

○中島委員長 ご意見ということでいいですか。あと、綿貫委員。

○綿貫委員 課題の中に生活困窮家庭について述べられているのですが、私もそんなに身近にこれだけの生活困窮の家庭があるとは露知らず、あるところにお聞きしたら、かなりの生活困窮のご家庭があることをちょっと耳にしました。誰が、いつ、どこで、どんなふうに気付いて差し上げているのかというところを、もしお分りのところがありましたら、ちょっと教えていただきたいのですが。

○高橋次世代サポート課長 生活困窮家庭がどのくらいの率あるのか分かる県レベルの統計はありませんが、例えば、小中学校で生活の苦しい方に援助が出る制度が市町村にあり、支給率をみると大体 11%ぐらいになっています。今回行った生活実態調査でも生活困難層や困窮層に分けたのですが、やはり 1 割弱ぐらいの数字が出ているといったのが実態になります。そうした方々をどのように気づいてあげられるのか、なかなか難しい問題があります。困窮していてもサポートを望んでいるのか、望んでいないのかといった部分もあります。困窮者へのサポートは、生活保護などセーフティーネット的な施策の中で展開するとともに、子供達の学習機会がしっかり得られるようにということであれば、生活困窮家庭の子どもに限るのではなく、学習支援をもっと地域でしっかりやる中に参加していただくということになるろうかと思えます。いま信州こどもカフェ、あるいはこども食堂といった取組が非常に広がっておりますけれども、当初は生活困窮者の対策としてクローズアップされた面がありますが、取り組んでいらっしゃる方々の多くは、先ほど海野委員からご意見がありましたように、多くの子供達に食事をする楽しさを知ってもらいたいといった取組の中で、生活の苦しい家庭の子もお皿を持ってきて一緒に楽しい時間を過ごしてほしいというふうにしている方が多いと伺っています。世の中で生活に困っていらっしゃる方はそんなに珍しいケースではないということですから、それぞれの方が何ができるのだろうと考えて、行動されることが大切なのかなというふうに考えています。

○綿貫委員 なかなか自分からは、はいつて手を上げられない方々が生活困窮に至っているケースが多いのかなと思いますので、学校であったり、保育園であったり、そういったところで気づかれることがひょっとしたら多い。虐待もそうですが、そうした視点というものを各機関にこんな視点で見てほしいというような広報といえますか、そういったことも進めていただければと思います。もう一つ、先ほども発達障がいにつ

いて、いろいろな意見がございましたけれども、総合計画の 90 ページ、91 ページのところに発達障がいへの支援について細かく記されています。その中で、90 ページの現状と課題のところの下から四つ目の丸のすべての教職員の発達障がいに対する理解と支援力の向上、チーム学校としての対応、学校と関係機関との連携が必要ですよというふうに記されているのですが、本当に全ての教職員にというか、ここを是非実践というか、実行していただきたいなというふうに思います。それにつながっている 92 ページの学校におけるインクルーシブな対応というところの、下から四つ目の丸ですけれども、学校における発達障がいへの対応の充実に関する県内大学との連携を推進しますと記されているのですが、是非、大学で様々な教員が学んで卒業されていくわけですけれども、教職課程の中にも発達障がいの分野を少し、少しといいますか、充実したかたちで是非実践していただきたいなというふうに思います。もう一つ推進の基本方針の部分ですけれども、地域における理解を促すための取組を推進していきますという、これを実践するために是非学校の先生に学びを広げていただいて、スキルを身に付けていただくのも大事なのですが、是非 PTA の皆さん方、特別支援学級のみではなくて全ての PTA の皆様方への啓発の研修の場というものも広く進めていただきたいと思います。それと地域における理解という意味では、市町村の区長さんたちとかの集まりですとか、そういったところで是非地域の中で理解を深めて支えていく仕組みというものも何かうまく作れていくといいと思いました。以上です。

○中島委員長 それについては、どうですか。

○高橋次世代サポート課長 ご意見ありがとうございます。最初の全ての教職員をというところですが、教育委員会は今日出席していないかもしれませんが、教育委員会でも今、特別支援の分野の教育の計画を策定しているところです。その中でやはり全ての教員にしっかり理解をしてもらって、サポートしてこうということを強く知らせています。そういった体制、できるだけ私ども事務局も協力しながら、構築できればということで取り組んでいきたいと思っています。2点目の大学との協調ですが、既に信州大学の教育学部さん、松本大学の教育学部さん等と教員養成課程の時間に発達障がいを理解する時間を増やしてもらえませんかというお話を申し上げているところです。なかなか教員免許を取るに当たり、決められた科目と時間数があるので、大幅にということではできないのですが、信大さんあたりはほかの大学に比べればコマ数を確保していますということで、さらに工夫できる部分があればというようなお話を伺っているところです。3点目、PTA とか地域の理解といったところ、非常に大切なところです。PTA もいろんな研修がある中で、発達障がいの問題を取り上げていらっしゃる場所もあるように伺っておりますが、なかなか地域の区の役員のレベルとなると、なかなかまだこういった問題があるのかというふうに届いていないのかなあという気がします。いずれにしてもこういった分野、市町村の母子保健から始まって非常にいろんな方々が関わって理解し、サポートしていかないと考えており、この辺の取組についても何ができるのかしっかり考えていければと思います。

○綿貫委員 よろしくお願ひします。

○中島委員長 教員養成に関わっては、今度の学習指導要領の改訂というか、教員養成課程の再課程申請があつて、その中で特別支援教育の科目が、教職に関する科目の中に入ってきます。そういう養成の仕方になっていきますので、徐々にではありますが充実していくのではないかと思います。ちょっと時間が過ぎましたので、もし西村委員から、何かあれば。

○西村委員 また後でいいです。

○中島委員長 それでは時間の関係で次の議題に入ります。説明事項エの「地域福祉支援計画について」に入ります。それでは説明をお願いします。

#### エ 地域福祉支援計画について

##### 資料6の説明

○中島委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。ございませんか。

○中島委員長 今まで長野県で地域福祉支援計画を作らなかった、取り組まなかったのは、何か理由があつたのですか。

○滝沢地域福祉課長 地域福祉支援計画については、従前から社会福祉法に規定はありましたが、策定に関しては、策定することができるというような規定だったものですから、県では市町村が地域福祉計画を策定するためのガイドラインは作成してはいたのですが、県としての計画は策定してこなかったというような経過があります。今回、地域共生社会の実現ということで、国を挙げて取り組んでいくということと、あとやはり法律で努力義務とはいえその策定が課せられたということで、これを機会に策定をしたいというものでございます。

○中島委員長 先日調べたら策定していないところが5都県あつて、そのうちの一つが長野とあつたもので、これでようやく策定に入ることですので、いい方を委員に選んでいただいてしっかり作っていただければと思います。よろしいですか。これについて、ないようであれば次に入ります。それでは次に説明事項オの「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準条例について」に入ります。それでは説明をお願いいたします。

#### オ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準条例について

##### 資料7の説明

○中島委員長 審議事項アの内容についても一緒に説明をいただきましたが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。小林委員いかがですか。

- 小林委員 改正の部分で、緊急時の対応といったところでは、入所者の緊急時における対応という、急変時も含めてですけど、在宅にいる方ですとか急変する場合も、多分入所者の方をたんの吸引とか、地域に戻ってきて、施設に入ってというところもあるので、それを含めての状況が必要かなあとと思います。
- 中島委員長 ご意見ということでよろしいですか。
- 小林委員 はい。
- 中島委員長 そのほかいかがでしょうか。特にないということであれば時間も押しておりますので次に移りたいと思います。次に説明事項カの「障がい福祉関係条例の一部改正について」に入ります。それではお願いいたします。

#### カ 障がい福祉関係条例の一部改正について

##### 資料8の説明

- 中島委員長 ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。はい。どうぞ。
- 大久保委員 大久保です、お願いします。資料中のアとイについてですが、訓練等給付になると思うのですがこれらに対して利用期間であるとか延長の方法、複数回数利用可とかそういった面では、今現在どうなっているか教えてください。
- 守屋障がい者支援課長 詳細についてはすみません。ちょっと今答えられませんので、またお示ししたいと思うのですが。
- 大久保委員 共生型サービスの件がいろいろ出ているのですが、相談支援専門員と介護支援専門員の連携とかがこれからすごく大切になってくるのかなと思うのですが、両方の資格保有者を拡大していくとかそういった動きとかお考えはございますか。
- 守屋障がい者支援課長 今は特にそういうことは考えておりませんが。
- 大久保委員 今後もまた必要になっていくのかなと思うので、またご検討いただければと思います。あともう1点お願いします。居宅訪問型児童発達支援サービスの新設に関してなんですが、保育者、児童1対1っていうかたちになっていくのかなと思うのですが、医療的ケアのあるお子さんの場合はそこに看護師も一緒にというかたちになるのでしょうか。
- 守屋障がい者支援課長 はい。すみません、ちょっと具体的な内容についてお答えできなくて申し訳ないのですが、医療的ケア児につきましては先ほどのプランの説明の際もありましたけど、もちろん看護師といったものが付くことが、多いわけですので、その点については配慮されるかと思えます。
- 大久保委員 そこが2対1とかっていうふうになって可能性もあると。
- 守屋障がい者支援課 訪問については予定されておられません。

- 大久保委員 この辺に関してもなかなか障がい部門だけでは解決していけないというか、考えていくのは限界があるかと思うので、またいろんな課の方も含めてこの場ですか、あと地域福祉支援計画の方から反映していただければと思います。
- 中島委員長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。障がい関係の委員さんいいですか。ないようであれば次にまいります。

### (3) 審議事項

- 中島委員長 次は会議事項3、審議事項になります。審議事項アの「介護医療院の基準に関する条例について」に入ります。最初に県から諮問をお願いいたします。

#### ア 介護医療院の基準に関する条例について（諮問）

##### 諮問文の朗読

- 中島委員長 ただいま受け取りましたので諮問文の写しを各委員にお配りいたします。諮問事項については先ほどの説明事項オで既に説明いただいたとおり、具体的な検討は高齢者福祉施設基準専門分科会で行っていただくということですが、改めてご質問はありますでしょうか。よろしいですか。
- 小野委員 ちょっと参考までに教えていただきたいのですが、医療機関の状況においてなかなか急性期の医療から離れて長く療養をせざるを得ない方が実態として医療機関にいるという状況がある中で、これまで幾度となくこういったところを介護の施設、ある程度医療的な部分に対応できる施設にしていこうということで、度々ご議論されてきたと思うのですが、なかなかこういう療養病床的なものを解消できるという、今回、介護医療院というものが、また再度新たに検討されているということですが、この基準をそもそも検討する前提として長野県としての基本的なスタンスというか、できるだけ現場において介護の施設において医療的な体制を手厚くして、そこでカバーできるような方向で進んでいるのか、あるいは既にある程度の設備とか、そこに医療的なマンパワーという病院の機能というものを生かしていくということの方に重きを置いていくのかで、この人員の基準っていうのは大きく異なってくるかなと思うのですが、その辺の基本的なスタンスはどうなのでしょう。
- 小山介護支援課長 人員基準につきましては国で示される省令の基準に従うべきこととなりますので、国の省令を踏まえて決めていくということになるかと存じます。また委員ご指摘の長野県独自の部分、医療的ケアの部分等につきましては、関係の皆さまのご意見等もお聞きしながらということなろうかと存じますが、基本的には従前の今ある介護療養病床に日常生活的なお世話をするという、今回の介護医療院の趣旨を踏まえた中身ということと考えております。

○小野委員 そうすると以前の方向性というのは基本的には医療機関からは長期の療養を必要とする方は、地域の身近なところに移っていただくということが基本的な方向性だったかと思えますけれども、要するに障がいがある例えば子供さんなどの家庭へ訪問をするというのでも、病院に訪問するというのも幅広く認めていくというような方向性も今検討されているようですけれども、医療機関の中にある程度の生活の場を確保するというのに、これ以前からの方向性からいくと、やや異なるものかと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○小山介護支援課長 ご指摘のとおりでございます。転換が進まなかった原因の一つに転換先に老健を想定していたということがございまして、老健ですと基本的には3か月で退所することになってございますが、やはり必要以上に慢性期医療のニーズが高かったという背景があって、今回療養と日常的な生活の場という性格を加味した介護医療院という、新たな施設を作ったということでございます。

○小野委員 はい。大変よくわかりました。

○中島委員長 そのほかよろしいですか。それでは次の議題に入ります。次に審議事項イの「長野県家庭的養護推進計画について」に入ります。最初に県から諮問をお願いいたします。

#### イ 長野県家庭的養護推進計画について（諮問）

諮問文の朗読

○中島委員長 諮問文の写しを各委員にお配りいたします。この諮問事項について説明をお願いします。

資料9の説明

○中島委員長 ありがとうございます。今出ましたように、具体的な検討は児童福祉専門分科会で行っていただきますが、説明につきましてご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。はい。西村委員。

○西村委員 長野県児童福祉連盟の西村でございます。資料裏面で、先ほどご説明いただきました数字でございますが、平成28年度に要保護児童が600名、これ実績。これが31年度は690、その内訳として、グループホームの子供さんを35名から70名に倍増。それから里親さん、ファミリーホームの子供さんを79から136名、プラス57名ですかね。私は個人的にはちょっとこれ厳しい数字ではないかなと感じております。それとですね、下にいきますけど、平成29年8月に出了た、この新しい社会的養育ビジョンでございますが、先般新聞紙上でも皆様ご存じかと思えますけれども、当初は数値目標がいろいろ出されておりました。これは多分この1月に開催される最後

この専門委員会の社会的養育専門委員会の方で、数値目標もなくなってくるだろうというふうになったときに、やっぱり長野県独自の取組に対する一人一人に合った、社会的養育の子どもたちに合った目標というものを是非設置していただきたいというのが実感です。一律的にただ、例えば、この前あったのが、例えば児童養護施設の子供たちを1年で出すと。これ非常に無茶な話でありまして、例えば私どもの施設の子供さんも幼児から来て、高校3年までいて、それから今度大学行く子もいます。トータル16年生活しているわけですね。これをたった1年で出すと。それを進学させるのも、これは無茶な話でございますし、虐待の子どもさんも年々伸びているわけですね。県内でも1200件という虐待相談が増えている中であって、じゃあこの社会的養育の子どもだけを数値だけで、引くというのは、非常に僕は疑問を感じまして、何かもうちょっと優しい、優しいという言葉はおかしいのですが、子供一人一人に合ったやっぱりこういう目標というのはあってしかるべきではないかなという実感なのですが、何とぞよろしく願いいたします。

○中島委員長 これについてはいかがでしょうか。

○草間こども・家庭課長 ありがとうございます。初めに現行計画の中の要保護児童数、これに記載がございますとおり690ということで15年後まで変わらない数字で当時計画を立てさせていただいております。それに対しまして、現行ではこの600名程度ということで子供の人数が減ってきている状況の中でということになります。新しい計画の中でも要保護児童数の見込みというものを改めて試算をさせていただくということになりますので、その数値もできるだけ正確な方たちで推計をさせていただく中で今後それぞれ施設あるいは里親等委託、どういうふうな比率でやっていくのか、またその辺については皆様と議論をしていきたいというふうに考えております。また西村委員さんの方からお話ございました国のビジョン、これはかなり里親委託率というものが高い数値が示されておりまして、そういう状況の中で長野県はまだ低い状況ではございます。来年度1年掛けて計画を改めて策定していく中では審議会も含めまして関係者の皆様からいろいろご議論、ご意見をいただく中で慎重に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○中島委員長 よろしいでしょうか。

○西村委員 はい。

○中島委員長 予定している審議内容、説明事項はこれですべてですが、まだご発言されていない委員がいらっしゃるようですので、ご発言をいただきたいのですけれども。池田委員。

○池田委員 介護の問題ですと先ほどからずっとご発言がありましたけど、私の方では今日、広域連合の会議に行ってきたばかりで、介護保険計画を立てて、市の介護保険の問題とかいろいろ話し合ったのですが、それと発達障がいの話もこれは子供たちのことばかりではなくて、社会に出てから大人になって発達障がいと言われているような問題です。社会のいろいろな構造変化によって、社会の仕組みによって生み出されてきたものだというふうに自覚しておりますし、いろんな意味で総合的に関係するもの



だと思しますので、できるだけよく言われているように現場の意見を吸い上げましてですね、やはり課題は全て現場にあると思っておりますし、そういったことから審議会を通じて、少しでも私なりにも僭越ながら意見等を申し上げて、より良い長野県の施策になると思しますので、今日は発言、何分皆さん専門家でいらっしゃるのちょっと引いておりましたけど、これからまたひとつどうぞよろしくお願いします。以上です。

○黒川委員 黒川と申します。信州大学医学部から来ました。元は小児科医をしておりまして小児白血病や新生児医療などを今から 24 年ほど前から始めまして、その当時、一生懸命救命したお子さんたちが今、重い障がいを抱えられたり、外出できないほどの重度の障がいを持たれたりという現実をこういうところで審議されているということを知りまして、なかなか小児科医だった者にとっては少しつらい話もあったのですが、ただやっぱり病院の中にとずっといるよりはお家に帰られて地域に戻ってみんなに可愛がられて社会性を育てていくということが人間の成長には最も大切なことだと思いますので、今まで一部の機関が担っていたものが地域に負担となって戻ってくるように思っても、それはやはり当事者の皆さんには人として生きるということを手に入れるために必要だと思いますので、長野県がよくなるようにこれから意見を言っていきたいなと思いました。あと今は医学科で医師養成をしておりますが、やはり機能していない家庭を持たれた学生さんという方もいらっしゃいますし、なかなかそういう方は就学上も困難、医学科であっても困難なので、愛のない家庭に育った小さなお子さんはやはり小学校で大変だろうなと思いますので、その辺も他人でも実の親でも愛のある養育を受けられるようなそんな長野県になっていくことを目指して頑張っていきたいと思いました。

○中島委員長 ありがとうございます。本日諮問された事項については今後、専門分科会で審議、検討を進めていただくということになると思います。それから事務局におかれましては本日、各委員から出されました貴重なご意見、ご提案については今後の策定作業を進めるに当たって十分検討していただきたいと思います。本日子定していた事項は以上です。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 ありがとうございます。中島委員長それから委員の皆様には熱心にご審議をいただき誠にありがとうございました。次回の開催につきましては、年度内 3 月中を予定しておりますが、改めて詳細については担当から連絡を差し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。なお、引き続き民生委員審査専門分科会をこの会場において開催いたしますので、該当の委員の皆様、腰原委員、小林委員、永田委員、西村委員につきましてはご出席をお願い申し上げます。以上をもちまして社会福祉審議会を閉会といたします。外がどうも真っ白になりつつあるようでございます。どうぞお足元にお気をつけてお帰りくださいますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

#### 4 閉会